

IV その他

1 医療的ケアを必要とする子への対応

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが増えています。一方、医療的ケア児の日常生活を支える保護者の負担は非常に大きく、地域の行事や活動などへの参加経験が少なく、社会参加が少ない傾向があります。

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその家族が、地域の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、このような子どもが関わっている機関の連携を強化することが求められています。

児童福祉法改正により、市町村に対し、医療的ケア児等の支援を行うための関係機関の協議の場を設けることが求められたことも踏まえ、町田市では、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の関係機関が連携して医療的ケア児等に適切な支援を提供するための体制構築に向けた意見交換等を行っています。

2018年度には、保育所等で受け入れが難しかった医療的ケア児について、より安全に受け入れる体制の構築に向けた協議を行い、町田市は協議会からの意見を参考に、適切な保育環境を整えて受け入れを行うことを目的とした「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しました。

医療的ケアを必要とする子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、医療的ケア児の状態やその家族の状況やニーズを適切に把握し、関係機関と協力して支援の充実を図っていきます。

2 中学卒業後の進路について

(1) 特別支援学級（固定学級）卒業生徒の進学先

都立特別支援学校高等部（普通科・就業技術科）に多くの生徒が進学しています。その他にも都立高等学校では定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに、私立高等学校では通信制や高等専修学校に進学しています。

(2) 特別支援学級（通級）卒業生徒の進学先

都立高等学校では全日制普通科をはじめ、定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに進学しています。

私立高等学校では全日制普通科をはじめ、通信制や高等専門学校、高等専修学校に進学しています。

3 様々な相談機関

(1) 教育相談（教育センター内）

市内の幼児から18歳までの子どもの様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

住 所 町田市木曽東3-1-3
電話番号 042-792-6546（来所相談専用）
042-792-6548（電話相談専用）

(2) 就学相談（教育センター内）

市内の公立小・中学生及び公立小学校に入学予定の未就学児の中で特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、通級指導学級（サポートルーム含む）や特別支援学級、特別支援学校への就学・転学及び入級の手続きや相談を行います。

住 所 町田市木曽東3-1-3
電話番号 042-793-3057

(3) 町田市子ども家庭支援センター

0歳から18歳未満のお子さんとは家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。

住 所 町田市森野2-2-22
電話番号 042-722-3111（代表）

(4) 東京都八王子児童相談所

児童に関する養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談など様々な相談に対応しています。また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

住 所 八王子市台町3-17-30
電話番号 042-624-1141

(5) 町田市子ども発達センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。

住 所 町田市中町2-13-14
電話番号 042-726-6570